岐緑第１２０号
令和８年９月３日

各みどりの少年団　様

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長　　小　栗　仁　志

令和８年度「みどりの少年団」の活動調査について（依頼）

平素から、緑化の推進並びに「みどりの少年団」活動につきまして、ご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「みどりの少年団」活動に対する助成金を算定するため、令和８年度の活動調査を行いますので、ご多忙中とは存じますが、下記によりご報告くださるようお願いします。

記

１　「みどりの少年団」活動調査

①　調査表　　みどりの少年団活動調査表（様式１）とみどりの少年団活動助成金請求書（様式２）助成金請求書の様式は、当委員会ホームページからダウンロードしてください。　https://www.gifu-ryokusui.jp
→　各種資料室　参考資料＜みどりの少年団関係＞

②　調査対象期間　　令和８年４月１日～令和９年３月３１日

③　調査時点　　令和８年１０月３１日現在で作成

・　１０月３１日までの活動は、実績として、１１月１日以降の活動は、計画として記載してください。

④　留意事項

・　活動実績には、活動状況写真を必ず添付してください。
なお、添付された写真は、当委員会ホームページや緑の募金のチラシなどで使用することがありますので、ご了解ください。

・　活動事項は、できるだけ具体的に記入してください。

２　提 出 物　　①みどりの少年団活動調査表（様式１）
②みどりの少年団活動助成金請求書（様式２）

３　提 出 先　　〒500-8356　岐阜市六条江東2丁目5番6号
公益社団法人岐阜県緑化推進委員会

４　提出期限　　令和　８年１１月３０日（月）（必着）

５　提出方法　　郵送（メール可 ryokka@xqj.biglobe.ne.jp　）

公益社団法人　岐阜県緑化推進委員会
担　当　：　田中　・　熊野
〒500-8356　岐阜市六条江東2丁目5番6号
TEL : 058-273-7577　　FAX : 058-273-7547
E-mail : ryokka@xqj.biglobe.ne.jp

みどりの少年団への活動助成について

みどりの少年団の活動をお手伝いするものは、次の３つがあります。

１　みどりの少年団活動助成金（岐阜県緑化推進委員会）

みどりの少年団活動助成金は、令和７年度の活動実績を報告いただき、この実績に基づき当方で助成金を査定して、みどりの少年団に交付するものです。

みどりの少年団ごとの活動実績を把握するため、今回、活動調査表等の提出をお願いするものです。

なお、助成金の使い途は、みどりの少年団活動に必要なものであれば、特に制限はありません。

２　みどりの少年団活動促進公募事業（岐阜県緑化推進委員会）

この事業は、令和８年度の活動計画に基づいて、新たな活動や例年以上の活動に取り組もうとするみどりの少年団に助成するものです。

現在、各支部（市町村）を通じて、事業実施を希望するみどりの少年団を募集中ですので、実施を希望する場合は、１１月１０日（火）までに応募してください。（詳細は当委員会ＨＰをご覧ください。）

３　緑の少年団活動促進事業（全国緑の少年団連盟）

上記１、２以外に全国緑の少年団連盟（国土緑化推進機構）からの助成事業として、「緑の少年団活動促進事業」があり、事業内容は、上記２とほぼ同じですが、事業費３０万円程度が必要な場合に応募してください。学習教材の購入や作成、活動資材の購入などに役立つものと思っています。

（詳細については９月中旬に文書を発送しますのでご覧ください。）

４　助成金について

○　上記１の助成金は、みどりの少年団の活動実績に応じて少年団ごとに助成金額を決定します。活動実績を報告することによって、毎年助成金を受け取ることが出来ます。

○　上記２の事業は、上限を３０万円にしていますが、下限は設けていませんので、５～１０万円程度の少額であっても応募できます。

また、翌年度の事業計画に基づくものであれば、毎年応募して、事業を実施することもできます。

○　上記３の事業の助成金は、３０万円です。

３０万円規模の事業を行いたい場合は、この事業を利用することができます。

○　上記１と２、又は上記１と３の助成金を併せて受けることもできます。